

## 吉田川漁業協同組合内共第11号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、吉田川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第11号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、はや、うなぎ、ます、及びかにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を組合に提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には第10条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第10条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第6条第1項に規定する遊漁料を同条第2項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
かに籠	1人3個以内とする

2 次に掲げる漁法による漁業は営んではいけない。

- (1) 水中眼鏡を使用する方法
- (2) 夜間燈漁
- (3) バッテリー使用

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から12月31日まで
こい、ふな、はや うなぎ	1月1日から12月31日まで
ます	3月1日から8月31日まで (菊川町歌野川ダム堰堤左右基部から上流の区域)
かに	10月1日から翌年の3月31日まで ただし、新湯ノ原ダムから上流の区域は9月1日 から翌年の3月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間
吉田大橋上流100mから 下流吉田堰堤まで	9月20日から10月31日まで
埴生口川	5月1日から6月30日まで
新湯ノ原ダム堰堤基部より 下流100m以内	1月1日から12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁者が遊漁を行うときは、ア欄に掲げる水産動物ごとに、イ欄に掲げる漁具・漁法別に、ウ欄及びエ欄に掲げる区分により、オ欄に掲げる金額を組合に納付するものとする。ただし、遊漁者が肢体不自由者の時は、オ欄に掲げる額の1/2に相当する額とし、中学生以下は無料とする。なお、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

ア魚種	イ漁具・漁法	ウ遊漁者の区分	エ期間	オ遊漁料	備考
あゆ	手釣、竿釣 たも網	大人	1日	600円	こい、ふな はや、うなぎ を遊漁するこ とができる
ます	手釣、竿釣		1年	4,500円	
こい、ふ な、はや、 うなぎ	手釣 竿釣 たも網	大人	1日 1年	400円 4,500円	
かに	かに籠	大人	1年	4,000円	

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣又はたも網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- |   |
|---|
| <p>●吉田川漁業協同組合事務所<br/>下関市菊川町下大野344</p> <p>●アングル菊川店（釣具店）<br/>下関市菊川町上岡枝800-1</p> |
|---|

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所、年齢
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) 発行年月日
- (9) その他参考となるべき事項
- (10) 発行者名

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内において、川底をかくはんしてはならない。  
吉田大橋上流100mから下流吉田堰堤の間
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

**第9条** 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする

- (1) 住所、氏名、年齢
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項(組合の実情に応じて記載すること。)
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

**第10条** 組合は、遊漁者がこの規則に違反した時は、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附則

この規則は、山口県知事の認可のあった日から施行する。